

CONTENTS

CLOSE-UP 2

- ◆少年事件と少年法改正論議
- ◆児童虐待防止法の意義と課題

海外の動き 4

- ◆国連総会、子どもの権利条約の2つの選択議定書を採択

講演会レポート 4

- ◆平和の文化国際年：
ヨハン・ガルトゥング講演会に参加して

国内の動き 5

- ◆川西市子どもの人権オンブズパーソン、第1次報告を公表
- ◆子どもの権利条約フォーラム2000in群馬だよりvol.1

特集・イベント報告 6

- ◆子どもの権利条約ネットワークイベント「世界の子どもが手をつなぐには」(2000.5.21) 報告集～運営/参加した子どもたちより

総会報告 8

BOOK GUIDE 8



ニュースレター創刊50号！！

50号より従来の編集体制を一新、体裁もA4横形式に変更してお届けします。子どもの権利を巡る状況が厳しくなりつつある昨今、ある意味使命感を持ちながら(!)、子どもの権利に関わる情報を国内外から集め、「簡潔に」「わかりやすく」をモットーに掲載していきます。ニュースレターにご要望その他ご意見がありましたら、是非編集部(TEL03-3433-7990 FAX03-3433-7369 e-mail: editor73@hotmail.com)まで。今後ともよろしくお願いたします。(編集部)

創刊50号によせて

子どもの権利条約ネットワーク顧問
永井 憲一 (法政大学)

この「子どもの権利条約ネットワーク」の会員通信「ニュースレター」が今度で50号の発行になることを記念し、お祝いを申し上げます。よく長い年月、よく隔月に確実に、とても豊富な内容のこの会員通信を継続して発行し続けてくれました。あわせて感謝いたします。

この会は、忘れもしません。もう10年も前の1990年の秋頃から、喜多明人君を中心にして、荒牧重人、平野裕二、菅源太郎君たちが準備を始め、ほぼ1年間の入念な準備期間をもって、1991年11月17日の午後、私のいる法政大学の69年館で設立総会を開いたのでした。そしてその日の記念講演を「子どもの権利条約と子ども・親」というテーマで私が行ったのでした。いまあの日の緊張を想起しています。

この会員通信は、その後、この会が呼びかけユニセフ駐日代表事務所などからの後援を得て毎年開かれ成功している「全国フォーラム」の記録や、子どもの権利条約の全国的な広がりやの情報、平野君が毎回出席している国連子どもの権利委員会の開催状況の情報等々の、他からは得難い貴重な情報を手早く毎号会員に送ってくれています。だから私も、自分の研究上に必要不可欠な情報源として、このニュースレターは特に大切に保管し、いつでも見られるように机の傍らに置いています。

ぜひ今後も、会員の期待に副うような情報発信を継続して行って下さい。

子どもの権利条約ネットワーク・イベント 「世界の子どもが手をつなぐには」開催！

(2000.5.21)



先月21日、国立オリンピック記念青少年総合センターにて、子どもの権利条約ネットワーク主催イベント「世界の子どもが手をつなぐには」が開催されました。今年のイベントは、Free The Children Japan、杉並区ユネスコ青年部、Peace Child 東京、CRC ネットに所属する高校生が中心となって企画・運営されました。(イベント内容の詳細は6～7ページ参照)

少年事件と少年法改正論議

あいつく少年事件をうけて、少年法の改正を求める声が高まりつつあります。このような声に対する意見を弁護士の津田玄児さんに、またこのような事件を同じ世代の子どもはどう感じているのかを現役高校生の飯塚信吾さん、吉田雪絵さんにうかがいました。

子どもを忘れ、国際常識に反する少年法「改正」

津田玄児 (弁護士)

少年たちによるいたましい事件が相次いでいます。どうしてこれほどになるまで放置されていたのか？何故関係者から相談を持ちかけられた学校・児童相談所・警察・病院などが、適切な対応ができなかったのか？事件は孤立した少年と、適切な対応を受けられないで、大事にいったった周辺の関係者の姿を浮き彫りにしています。追いつめられた少年の立ち直りに手厚い体制を準備すること、同時に少年にも周辺の関係者にも冷たい現状に抜本的な改善を加えることが求められています。

本来の理念に逆行する対策論議

ところがその後の経過は、この冷たい現実を改善するために示されている処方箋（リヤドガイドライン）や、国連子どもの権利委員会の勧告（ストレスに晒され、暴力的な環境に置かれた、過酷な子どもの状況の改善、オンブズパーソンの確立など）を無視して、少年の立ち直りのために必要な少年法を解体するという全く逆の方向へと進んでいるのです。暴挙というべきです。

それは、これらの事件を逆手にとって、衆議院が検察官関与・鑑別所への収用帰還の大幅な延長を提案している少年法「改正」の審議に入ったこと、自民党が中学生を刑務所に入れるなどの提案を行ったこと、法務委員会が、少年法を検討する必要がある旨の決議を行ったことに如実にあらわれています。少年法「改正」案は、国会の解散により廃案になりましたが、次ぎの国会では、もっと露骨な提起がなされることが心配されています。

議論のすり替えで進められる厳罰化と過酷な排除対策

第一に、少年法は、非行を犯した少年の立ち直りを援助する法で、非行防止には直接役に立つものではないのですが、「防止に必要だ」という、間違った認識で進められています。少年の立ち直りは、犯罪者として定着を妨げ、社会の安全に貢献することになるのですが、そのことも忘れられています。

第二に、「改正」は、子どもの最善の利益を最優先させ、差別なく成長・発達の援助を行うという、子どもの権利条約が求める原則に反しています。非行を犯した子どもには成長・発達の支援はいらぬ（実は最も厳しい困難に当面し援助を必要としている少年を差別することになります）。それよりも社会の安全の方が大切だ（優先ではなく後順位に置くことになります）という提起そのものが問題です。

徹底されているのは排除の論理のみ

第三に、「改正」は、今日の少年法が大切にしている「懇切丁寧に」という子どもの参加を保障する環境を、あとかたもなく破壊し手続における子どもの意見表明を否定します。意見表明は単に言わせばよいというものではありません。その表明を可能にする環境が大切なのです。

最後に、「改正」は、子ども自身の課題に関して、子ども自身が

加わって、主体となるという原則を無視して進んでいます。作成の過程においても、国会の審議においても、子どもが参加した事実はありません。

あらゆる点で、子どもを忘れ、国際的な常識に反するという「改正」の真の姿を明らかにすることが必要です。

誰の責任？

飯塚信吾 (高校生・CRCネット運営委員)

この頃の少年犯罪は、十代が関わる事件が多発している気がする。なぜその人達は、そんな事をやってしまうのだろうか？そしてその人達をその方向にさせた責任は、誰にあるのか？それは、その子の親だけの責任でもない、学校だけの責任でもない。「自分は関係ないや」と言う人がいるかもしれないが、それは、親・学校・社会全体の責任ではないのでしょうか。自分は関係ないからいいや、と思ったら、この問題は大きくなる一方ではないだろうか。一度、社会の接点からはずれた人もしくははずれそうな人達を、周りの人達は今までと違う扱いをしたり、関わりを持つことを嫌がり避けようとする傾向がある。やはり、そういう人達と関わるのは、少なからず引いてしまう部分があるかもしれないが、その人にとって一番いいな事だと思ふ。そんな事をされたらあなたは どう思いますか？

少年事件を少なくするには

吉田雪絵 (高校生・CRCネット運営委員)

自分と同じ年頃の子どもが、バスジャックをしたり殺人をしたりと、信じられない事件を起こしているニュースをよく聞くようになり、大人が感じる子どものイメージは大きく変わったのではないのでしょうか。事件を起こす子どもは、普段はおとなしくて良い子だそうです。なぜおとなしくて良い子が、このような事件を起こしてしまうのでしょうか。子どもは社会や大人に縛られて、いろんなことを我慢しています。そのストレスがたまって一気に爆発してしまうのではないのでしょうか。子どもには、ストレスを発散する、心の居場所が必要なのではないのでしょうか。それは理解のある大人であったり、頼れる先輩であったり、何でも話せる友達だったり...心の居場所でストレスをうまく発散出来るようになれば、一気に爆発することは少なくなると思います。



国会への法案上程からわずか6日の5月17日に成立した、児童虐待防止法の意義と今後の課題について、虐待防止に取り組んでいるお二方に意見をうかがいました。

児童虐待防止法に対する 今後の提案について

安藤由紀 (グループCAP)

児童虐待防止法の成立に先がけ、私たちは急きょ、子ども虐待防止法をつくるネットワークを立ち上げ、法案の検討をしてきました。

治療機関の整備と専門家増員の必要性

私たちNPOの多くが最も懸念するのは、子どもとその保護者に対する治療機関の整備と、心理臨床の専門家を増員する必要性です。

シンポジウムで集計した当日アンケートでも、治療機関を増設し、虐待の治療に専念できる機関の確保が急務だという意見が最も多かったのです。そして、虐待の傷跡に直面するという、本来もっと国が力を注ぐべき治療の自助活動を地道に作り上げ、見返りを求めることなく黙々と活動してきたNPOに対する経済支援は、私たちが今後もNPO活動を継続していく上で切実な要求です。

「虐待」定義の曖昧さ

また法案内容に関しても、第2条の保護者からの虐待に限ると、虐待そのものを限定されては、学校現場や地域における子どもへの暴力を吸い上げることが難しいのではないかと懸念されます。現在4つに分類される虐待の定義に関しても、第2条の児童に対するわいせつな行為とは一体何を意味するのか、また第2条の4項の著しい心理的外傷を与える言動とは具体的に何を指すのかという意味づけが曖昧です。

子どもの教育を言われるときに、ややもすると使われがちな「躾」という言葉は、一歩間違えると体罰をもって辞さないという誤解を招きかねない上に、「子どもへの懲戒権」とともに使われがちな言葉です。親は、子どもを養育する権利ではなく、子育ての義務、責任の所在があるという認識を明らかにするとともに、あくまでも権利の主体は子どもにあり、優位的立場にある人間からの暴力そのものが犯罪なのだという認識が広まってほしいと考えています。

児童虐待防止法とその意義

吉田恒雄 (駿河台大学)

児童虐待防止法成立の意義

今年の5月17日、児童虐待防止法が、国会への法案上程から6日という短期間で成立した。従来、児童虐待への対応は、児童福祉法ほ中心とする法制度により規定されていた。しかし、児童福祉法は、保育所や児童館等、親子間の深刻な権利の対立や子どもの緊急保護といった問題が生じない分野も対象としているため、原理的にも制度的にも、児童虐待に十分対応できる制度を用意してはなかった。又、児童虐待には児童相談所を中心とした関係機関の協力や連携が

不可欠であるが、この点でも、連携の仕組みは不十分な面があった。

今回成立した児童虐待防止法(以下「防止法」)は、これまで厚生省が通知等で示していた対応方法を法律化したにすぎない、との評価もあろう。しかし、法律によりこれらの内容が規定されたことにより、より明確な法的根拠に基づいて児童虐待に対応できるようになった点で、児童福祉や医療、教育等、児童に直接かかわる人々にとって、大きな意義をもつといえる。また、児童虐待の禁止が明言されたことは(3条)、社会全体に児童虐待が許されないことであることを宣言したものとして評価できる。

児童虐待防止法の内容

ここでは防止法の主要な点のみ取り上げることにする。

- (1) 児童虐待の定義が記され、いわゆる身体的虐待、性的虐待、監護の怠慢(ネグレクト)及び心理的虐待が児童虐待とされた(2条)。ここにいう保護者とは、「児童を現に監護する者」をいい、実親・養親だけでなく児童福祉施設の長や継父母等も含まれる(校長、教員については、学校教育法11条による体罰が禁止されている)。
- (2) 特定職種の者が児童虐待の早期発見に務めなければならないとされた(5条)。特定職種の者とは、学校教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健婦、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のあるものである。これ以外にも、助産婦や医師以外の医療関係者等、「児童虐待を発見しやすい立場にある者」は、同じく早期発見に努めなければならないものとされる。
- (3) 児童福祉法による通告は、刑法上の守秘義務により妨げられないとされた(6条2項)。この規定により、児童虐待の通告が促進されるよう期待されている。しかし、民事上の損害賠償責任や名誉毀損罪等の刑法上の責任まで、この規定により免除されるとの主旨ではない(児童虐待の通告により、これらの責任が法的に問われることは、故意や重大な過失がないかぎり、まずないであろう)。
- (4) 児童虐待の通告を受けた場合、児童相談所は速やかに児童の安全の確認を行い、必要であれば一時保護を行う(8条)。
- (5) 児童虐待のおそれがあると認めるとき、児童の住所等に立ち入ることができる(9条1項)。児童福祉法に比べて立ち入り調査の要件が緩和されたが、必ずしも物理的強制力により(例えば、鍵を壊して)立ち入ることができるものではない。
- (6) 児童虐待を行った保護者は児童福祉司の指導を受けなければならないとされ、これを受けないときは知事が勧告できるとされた(11条)。これらの指導や勧告には強制力はない。しかし、児童福祉施設入所措置の解除により児童の家庭復帰を認めるか否かを判断する際、指導を受けた状況や指導の効果等について、担当した児童福祉司の意見が参考にされる(13条)。これにより、虐待した保護者に対して、指導を受けるよう動機づけているとみることができる。
- (7) 家庭裁判所の承認により児童福祉施設入所措置がとられた場合、児童相談所長や施設長は、保護者から入所児童への面会や通信を制限することができる(12条)。これにより、家庭裁判所の承認による施設入所児童について保護者の権限の一部が制限を受ける。

今後の展望

今回成立した児童虐待防止法は、理念や枠組みを掲げ、施策の促進を目的とする基本的な性格をもった法律に留まり、民法の親権との関係や裁判所の関与にまで踏み込んだ内容とはなっていない。それ故、この法律が児童虐待の防止にどこまで実効性をもっているのか疑問は残る。しかし、児童虐待の防止には、極めて広範な施策の展開を必要とする。今回の法律をその出発点とし、今後その内容を充実させるように働きかけることが重要である。その意味で、3年後に予定されている防止制度の検討および法改正に向け、現時点から施行状況を検証し、改善提言の準備ほすることが求められる。

海外の うごき

国連総会、子どもの権利条約の 2つの選択議定書を採択

～決意を新たにする国際社会

平野 裕二

第54会期国連総会は、5月24日に開催された第97回全体会合において、子どもの権利条約の2つの選択議定書を採択した。ひとつは「武力紛争への子どもの関与」に関するものであり、もうひとつが「子どもの売買、子ども売買春および子どもポルノグラフィ」に関するものである。いずれも、今年6月と9月にニューヨークで開かれる国連総会特別会期で、署名のために開放される。

前者の内容についてはすでに報告済（本誌第48号参照）なので、今回は後者の内容をかいつまんで報告する。「子どもの売買、子ども売買春および子どもポルノグラフィに関する子どもの権利条約の選択議定書」の批准国・加入国は、子どもの売買、子ども売買春、子どもポルノグラフィという3つの行為を禁止し（1条）、刑事処罰の対象としなければならない（3条）。子ども売買春の顧客も処罰対象である（ただし、子どもポルノグラフィの単純所持は禁じられていない）。このような犯罪に対しては、「その深刻な性質を考慮に入れた適切な刑罰」が用意される必要がある（3条3項）。

また、このような犯罪は「国内でもしくは国境を越えて」行なわれるかを問わず処罰の対象とされなければならない

ので（3条1項）、そのために国内管轄権の確立（4条）、犯罪人引渡し（5条）、捜査・司法共助（6条）、多国間・地域間・二国間協定の締結、政府・NGO・国際機関の協力・調整などによる国際協力の強化（10条1項）も促進しなければならない。

さらに、被害を受けた子どもに対して適切な保護・援助を提供することも締約国の重要な義務である。とりわけ、刑事司法手続における保護については比較的詳細な規定が置かれている（8条）。被害者に対してそれ以外の保護・援助を提供し、さらにはこのような犯罪を防止するための措置も、さまざまな形でとられなければならない（9・10条）。

選択議定書は、現行国際法の基準そのものを引き上げるには至らなかったが、子どもの人身売買・性的搾取を防止するための具体的措置を締約国に義務づけるという点で意義がある。日本としても早期批准を達成し、他の関連の国際文書も十分に参照しながら、とくに国際協力に力点を置きつつ、とりくみをいっそう強化することが求められる。

◆選択議定書の全訳およびより詳細な解説については、子ども的人権連（TEL03-3265-2197）「いんぷおめーしょん 子ども的人権連」66号（2000年2月号）の拙稿参照。

講演会

レポート

平和の文化国際年：

ヨハン・ガルトゥング講演会に参加して

安部 芳絵

4月30日（日）、「平和の文化と日本の文化」と題して平和学の第一人者ヨハン・ガルトゥング氏の講演会がおこなわれました（主催：平和の文化をきずく会、場所：大東文化会館）。ガルトゥング氏は双方の対立の妥協点を見出す「紛争解決」ではなく、対立や矛盾から飛躍して新しい創造的な解決法を探し出す「紛争転換（トランセンド）」という新しい考えを編み出した方でもあります。

講演会ではまず、「いじめ」を①犠牲者と加害者②学校③社会④世界、という4つの視点から分析しました。氏によるとこの4つの視点すべてが正しい、という考え方は東洋的思考であり、西洋と東洋を比較しながら考察すると、平和の深層文化とは「陰陽」「横の発想」「現実主義」となります。

このことから例えば日本の中央集権的な「縦の発想」を横へと転換（トランセンド）するには潜在レベルにある深層意識を意識へと押し上げることが必要となります。そして次世代を担う子どもたちには新しい見方を開拓することが重要になってくる、と氏は指摘しました。深層文化の変容に関しては、第二次世界大戦後のドイツやロシアの例をあげてわかりやすく説明し、深層文化が変容する可能性があることを示しています。

「戦争と暴力」の20世紀から「平和と非暴力の21世紀」へ変えていくことを願い、西暦2000年である今年が「平和の文化国際年」にあたります。1999年9月13日に国連で採択された「平和の文化に関する宣言」は、特に第三条(i)において「子どもの権利の尊重と子どもの権利の促進と保護を強化していくこと」が平和の文化発達のために不可欠な要素であるとしています。一方、行動計画では、平和の文化は情報によって共有されるので「担い手たち（=子ども含む）」の主体的な活動が必要であり、平和の文化構築へ向けた、子ども参加の重要性を示唆しているといえるでしょう。

また、2001年からは「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力の10年」も始まりますが、2000年は全世界一億人署名キャンペーンをおこなっており、5月22日のイベントでも杉並区ユネスコ青年部の子どもたちが署名活動を行いました。

<連絡先>

平和の文化をきずく会：

〒332-0015 川口市川口2-15-1-1004

Tel & Fax : 048-254-5074

国内の うごき

川西市子どもの人権オンブズ パーソン、第1次報告を公表

吉永省三 (川西市
子どもの人権オンブズパーソン
事務局)

本年3月30日、川西市子どもの人権オンブズパーソンの第1年次報告(99年4~12月の条例運営報告)が市長に提出された。報告書は子どもの人権オンブズパーソン条例の規定により市民にも公表されている。5月には一般市民にも呼びかけて報告会「市民とオンブズパーソンの語る会」が開催され、子どもたちも参加して報告と意見交流の機会がもたれた。

本市の「子どもの人権オンブズパーソン」は条例による制度としては全国初のものとなったが、子どもの人権の擁護・救済を図るための専門性と一定の独立性を保持する公的第三者機関。オンブズパーソンには誰でも子どもの問題で相談できるほか、子どもを含む市民等は擁護・救済の申し立てを行うことができ、またオンブズパーソンは独自に調査を実施(自己発意)することもできる。申し立てや自己発意の案件では調査を実施して、必要な場合は市の機関に勧告や意見表明等を行う。第1年次では、特に「子どもから顔が見えるオンブズパーソン」をめざし、子ども向け広報活動などに最大限に取り組んできた。

第1年次(6~12月)で受け付けた相談は300回・92件、およそ3分の1が子どもから。相談内容では子どもの場合は約7割が学校関係(おとなでは5割強)、2割強が家庭関係(同6割強)。相談を継続する中で「自分で解決する糸口や気持ちを持てた」と見られる相談は子どもでは5割強(同3割強)。さらに相談では必要に応じて関係機関(者)等との調整(コーディネート)活動も継続的に展開されたが、これにより12件で一定解決が見られた。これらとは別に、擁護・救済の申し立ては4件、自己発意は1件あり、これらに基づく第1年次での調査実施回数は計52回、うち2件は年次内に処理し2件は現在も調査継続中。

またオンブズパーソンは、子どもの権利擁護・人権侵害防止活動の一環として、人権擁護委員や民生児童委員、PTAや学校、行政などの学習会等にも積極的に参加(約60回、延べ参加者約2000人)、その交流を通して横断的なネットワークの促進にも努めてきた。

第1年次の活動を通して、「子どもオンブズパーソン」とは何かが見えてきたと感じる。すなわちオンブズパーソンとは、単に子どもの要求を代行するものではなく、子どもと子どもにかかわる人々のエンパワメントを原則に、「子どもの最善の利益」をともに追求し、当事者自らが問題解決に向かえるよう支援する公的第三者である、と今いえるだろう。

子どもの権利条約フォーラム 2000 in 群馬だより vol.1

唐澤美恵子 (子どもの権利条約
フォーラム2000 in 群馬
実行委員会)

東京、大阪、神奈川、福岡。西へと伸びたフォーラムの開催地。区切りの2000年、8回目を迎える今回は初めて北へ、群馬県へと動きます。関東の中でも「保守王国」の誉れ高い上州の地で、子どもの権利条約フォーラムを開催することに大きな期待が寄せられています。

第1回実行委員会開かれる

4月15日、満開の桜が散りかけた雨の日の午後、フォーラム第1回実行委員会が開かれました。それぞれの実践やかかわりの中で、日々感じている子どもの状況や問題点などを出し合いながら、「群馬の子ども課題」についての意見交換をしました。

「勝敗重視のスポーツ環境。スポーツを選ぶ権利や楽しむ権利を大切にしたい。」「障害を持つ子どもの権利保障について考えたい。」「男女共学率が全国で最も低い群馬県の現状と子どもの権利について」「学校が地域に開かれていくことが大切。川西市に注目している。」等々、様々な意見が出されました。

一方、参加した高校生からは「子どものことを真剣に考えている大人にふれて感動した。」との感想も寄せられ、今後の学習会やプレフォーラムに対する期待も高まりました。

第1回学習会・スポーツと子どもの権利

先の実行委員会を経て、いくつかの群馬ならではの課題があがる中、「スポーツと子どもの権利」が第1回学習会のテーマとなりました。

実際に子どものスポーツを指導している立場からの報告と専門家のアドバイス、更には子どもの発言や親、教師からの発言も交え、活発な討論が展開されました。極端な勝敗至上主義や部内での封建的な上下関係が、子ども達からスポーツを楽しむ権利を奪うだけでなく、ともすると心身の発達さえ損なう恐れがあることなども話し合われ、スポーツ環境の整備が切実な問題であることを痛感しました。

今後の活動について

群馬実行委員会では今後、第2回「男女共学、女子校、男子校について考える」、第3回「子どもの人権オンブズマンについて」の学習会を予定しており、引き続き「群馬の子ども課題」を探りながら11月のフォーラムに向けての準備を進めてゆく予定です。一人でも多くの子ども達と共に考え合い、一人でも多くの地域の人々と共に創り合う、そんな子どもの権利条約フォーラム2000 in 群馬を目指したいと思います。

子どもの権利条約フォーラム2000 in 群馬
日程：2000.11.25(土) 26(日)
会場：群馬県高崎市中央公民館
共催：高崎市教育委員会

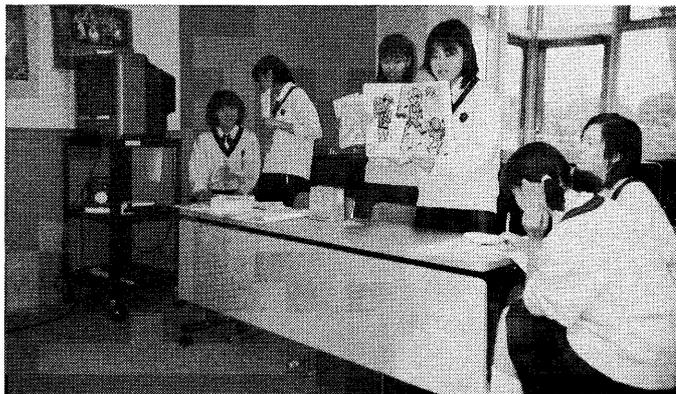
子どもの権利条約ネットワーク・イベント

当日会場には60人以上の参加者が集い、5つのグループに分かれて熱心な議論が展開されました。当日イベント運営/参加した子どもたちにイベントの感想をうかがいました。

☆フリー・ザ・チルドレンの活動報告

太田 夢香

私たちフリーザチルドレンは、児童労働や性的虐待を受けた子ども達を支援するために活動しています。今回はみなさんにこの活動



を知ってもらうために、この子どもの権利条約ネットワークのイベントに参加しました。私たちはそこで、このような子ども達の現在の状況や、私たちの具体的な活動などについて、ビデオやクイズをまじえながら紹介しました。ディスカッションなどではなく、説明ばかりだったので、理解してもらえたかどうか不安でしたが、最後に話を聞いてくれた参加者の方に次のようなことを言っていたとき、大変嬉しく感じました。

「大人達に言われて行動するのではなく、子ども達が自発的に、苦しんでいる子ども達のために行動を起こすことは大変貴重なことだと思います。」

私たちはこれからもより活動に力を入れて頑張っていきたいと思っています。

～感想～

次にまたこういう機会があったら、聴衆の人達の意見を取り入れられるように、意見や質問を言いやすい雰囲気を作り、出来ればディスカッションを行いたいです。また、今回の経験をこれからの活動に活かしていきたいと思っています。

準備不足な点多々ありましたが、話を聞いて下さった方々、どうもありがとうございました。これからもよろしくお願いします。

☆「知りたい」「伝えたい」をかなえる方法

～メディアとコミュニケーション～

山田 奈津帆

何かの活動をしようと思ったときに必要な物は何か、と考えると、その一つは「仲間」であると思います。自分に共感してくれる仲間を、共に活動してくれる仲間を探すためには、積極的に自分のことを他の人に伝える必要があります。同時に、他の人の情報を得ることも必要であるし、反対の立場をとる人の意見や、世間の動きなどを知ることもまた大切です。それら「コミュニケーション」とそれを行うための道具である「メディア」について、重要性の再確認や有効な利用方法、注意しなくてはならないこと、などをみんなで考えようと思い、このテーマを設定しました。

最初にグループに分かれて簡単な自己紹介をした後に、きっかけづくりとして簡単な作業を用意しました。が、時間と諸々の事情により断念。その代わり、休憩をちょっと取ってから、参加者の一人を司会者にして、メディアについて自由に話し合うことにしました。途中ちょっと脱線したり、特定の人ばかりがしゃべってしまった感もあるのですが、なかなかおもしろい議論であったと思います。

やはりいろんな人が感じていたのは、今のマスコミの情報は画一的である、という点です。その点、インターネットなどはいろんな

角度から見たものがあるのですが、最近は商用主義の影がちらほら見えるし、情報の信憑性は自分で判断しなくてはなりません。しかしそのインターネットのおかげで、今は情報の発信者になることも容易な時代です。一方向からしか見ていないマスコミの情報を鵜呑みにしたり、その現状に落胆するだけではなく、自分の立場から見た意見を世間に伝えることもまた、重要なことではないでしょうか。それによって、批判・反対意見を受けることも、自分を成長させるのに非常に役立ちます。

この情報過多（しかも偏向気味）の時代、情報を吸収しつつ自分をしっかり形成し、物事を多角度から見つめられることが、今まで以上に要求されているのではないのでしょうか。



☆ちきゅうのなかま・いろんな暮らし

～異民族になってなかまと文化をつくっていきましょう～

御子 柴明子

ピースチャイルド東京は民族についてのワークショップ「ちきゅうのなかま、いろんな暮らし」を行いました。

参加者を2つのグループに分けそれぞれにある地域の気候、環境条件の書かれた紙を配り、参加者のみんなはその地域に移住した異民族という設定で、家のつくり、人の格好、村の様子、生活スタイルなどをみんなで自由な発想で創っていきこうという内容です。

世界中には様々な文化があります。私たちは自分達と違った文化を表面的にだけ見て判断し、差別してしまうことがあるかもしれませんが、でも、それぞれの文化にはそれぞれの理由があるのであって、偏見を持ったり差別したりすべきではない。どんな文化にも間違いはないのだ、ということをお伝えたくて、このワークショップをやりました。

私たちの周りには様々な文化や民族の情報があふれていますが、それらの存在を改めて認識し、考える良い機会になったのではないかと思います。

結局、知識が邪魔をしてなかなか自由な発想をするのは難しかったようですが、たくさんの人とお話しすることができて、楽しい時間が過ごせました。

「世界の子どもが手をつなぐには」

(2000.5.21) 報告

☆What is volunteer

～自分の感じるボランティアについて考える～

吉田 雪絵

杉並区ユネスコ青年部とCRCネットワークで企画した、What is volunteerでは、自分の感じるボランティアのことや、川崎市の子どもの権利条例の広報活動について話し合いました。

参加者の皆さんが感じているボランティアは、高齢者の方にバスの席を譲ったり、地域ボランティアに参加したり、大学のサークルで知的障害のある子どもと遊ぶこと... いろいろあるようです。

ボランティアをしてる多くの人が感じているのが、ボランティアで一番大切なことは形ではなくて気持ちではないかということです。普段のなにげない生活の中で、例えば自分が住んでいる街が、きれいで住みよい街になればいいなあと望んでいれば、街にゴミが落ちていたのを見たら自然に拾うのではないのでしょうか。つまり普段、なにげなく感じている事が自然と形になっていくもの。そして、



それが自然とボランティアにつながっていくのではないかと感じているようです。

☆条約をとおして見る世界

大井 和 / 陶山しのぶ

『条約を通して見る世界』では、子どもの権利条約ネットワーク以外の企画団体 (Free the children Japan、杉並区ユネスコ青年部、Peace Child 東京) の活動が子どもの権利条約のどの条文に関わっているのか、を参加者と一緒に考えました。第3条 (児童の最善の利益の考慮)、第13条 (表現・情報の自由) 第14条 (思想・良心・宗教の自由)、第15条 (結社・集会の自由) の4条がすべての団体に共通していました。これで発見したことは、3団体は全く違う活動をしているのに、それらは「子どもの権利条約」に関わっているということでした。

また、後半では参加者の方々からいくつか体験談を話してもらったり、問題提起をしてもらったりして、それらはどの条文に関わるか考えつつ、話し合いをしました。この話し合いをしたことで、今まで自分一人では気がつかなかった考えや発想をたくさん発見できました。そこからまた新しい発見ができ、自分自身の考えがもっとしっかり持てるようになったと思います。また、参加者からも「子どもの権利条約の大切さに改めて気付かされた」という感想もあり、企画者としても嬉しい限りです。

世界の子どもたちはみんな「子どもの権利条約」でつながっていると思います。けれど、私たちは日常生活の中では、ほとんど条約を意識していません。子どもの権利条約は子どもでも大人でも、私たちのすぐそばにあります。参加者にその実感を得て欲しい。そして、実感を得ることにより、「世界の子どもが手をつなぐ」ためには何をすればいいのかわかり、自分は何がしたいのかわかり、それを見つける手がかりになってくれれば良い。そう思って今回の議題を企画しました。



イベント主催者から 参加して下さった方々へひとこと!

今回のイベントで皆さんが感じ、学ばれたことは一人一人違うかもしれませんが、イベント当日だけに終わらず、これをきっかけに興味をもったことなどについて、これからも積極的に考え、行動していきましょう。そして、沢山の人が手と手を結び、大きな「輪」をつくったことを忘れないでください。

最後に、当日来れなくても一生懸命企画してくれた皆にお礼を言いたいと思います。沢山の素敵な人達に会えて本当に楽しかったです。ありがとうございました。(御子紫)

総会報告

林 大介

本年度の子どもの権利条約ネットワークの総会が5月21日(日)に開催されました。以下、当日の概要です。詳細については事務局までお問い合わせ下さい。

〈99年度活動報告・決算に関して〉

99年度の活動の成果として、ネットワークイベントや子どもの権利条約フォーラムなどを通じて子どもとおとなのパートナーシップのあり方をすすめることができ、また、海外の団体であるCEとの交流やホームページの本格運用などによって、活動範囲を広げてきたことが挙げられる。今後の課題としては、会員の交流・意見交換の充実、学習講座の広報方法、新規会員の獲得などについて検討していくことが求められている。

〈規約改正〉

代表を補佐し対外的な交渉も担うものとして、「副代表」を新たに設置した。

〈2000年度活動方針、予算に関して〉

今年度も、学習と意見交換をすすめる、情報ネットワークを充実させることを基本的柱に、条約の実施と普及、子どもの権利の実現に努める。第1期権利条約入門セミナーを6月30日(金)から始めるための準備をすでにすすめており、フォーラム2000も11月25・26日に群馬県高崎市で開催することが決定している。

また、ニュースレターは50号を機にリニューアルし、わかりやすい情報発信を目指す。インターネットの活用もどんどんすすめて、幅広く「ネットワーク」を築いていきたい。

〈2000年度人事に関して〉

以下の通り、新年度の人事が承認されました。

なお、運営委員会は原則として毎月第1又は、第2月曜日の夜間に開催する予定です。運営委員会のオブザーバー参加を保障しているので、多くのかたの御意見をお寄せいただきたい。

以下、新年度運営委員会の名前を掲載する。

代表	喜多 明人
副代表	荒牧 重人
事務局長	藤井 幹夫
事務局次長	安部 芳絵・林 大介
会計	荒木 雅子
運営委員	赤池 悦子・天野 隆・飯塚 信吾・内田 塔子 川村 直・菅 源太郎・小平 由起・平野 裕二 藤木 武夫・村河 知哉・吉田 雪絵・好光 紀
顧問	永井 憲一・津田 玄児
監査	味岡 尚子・坪井 節子

BOOK GUIDE〈1〉

50号より毎号、子どもの権利条約ネットワークがおすすめる図書を紹介コーナーを載せることになりました。どうぞ参考にしてください。

☆「人権の絵本」著者：喜多明人、岩川直樹、満川尚美、岩辺泰史、
絵：木原千春子(大月書店、2000年、各1800円)

1巻「自分を大切に」 2巻「ちがいを豊かさ」 3巻「それって人権？」
4巻「わたしたちの人権宣言」 5巻「タイムトラベル人権号」 6巻「学びの手引き」

自分を好きになれないあなたは1・2巻、何が「ジンケン」なのかわからない君は3巻、自分に何ができるんだろう？という人は4巻、「ジンケン」の歴史とかをもっと知りたい、というあなたは4・5巻を読んでね！

速報!!

CE夏季トレーニング2000参加者決定！CRCネットからは飯塚信吾君(16)がNY、フィラデルフィアで行われるトレーニングおよび共和党大会取材に参加します！詳細は次号で！

「子どもの権利条約」No.50

2000年6月15日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒105-0022 東京都港区海岸1-6-1-831

TEL 03-3433-7990

FAX 03-3433-7369

(事務所受付時間/月・金13:00~18:00)

ホームページ

<http://www.ne.jp/asahi/crc/network/>

★発行人 喜多明人

★編集人 内田塔子

★年会費 4000円 学生2000円

18歳未満1000円

定期購読4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント

子どもの権利条約 のこれから

—国連・子どもの権利委員会
(CRC)の勧告を活かす

●子どもの人権連・反差別国際運動
日本委員会編

本体価格1714円+税

学校でとりくむ 子どもの権利条約

—国連・子どもの権利勧告を活かす

●子どもの人権連・学習研究委員会編

本体価格762円+税

エイデル研究所

東京都千代田区九段北
4-1-11麻鉄ビル5F
TEL 03-3234-4641

解説 子どもの権利条約 [第2版] ※表示価格は税別です 永井憲一・寺脇隆夫/編	B 6判	1400円
検証 子どもの権利条約 市民がつくる「子どもの権利条約白書」 子どもの権利条約フォーラム実行委員会/編	四六判	1700円
学習 子どもの権利条約 子どもの権利条約ネットワーク/編 喜多明人・荒牧重人・平野裕二/著	四六判	1900円
学校犯罪と少年非行 学校地域でできる非行防止プログラム R・ローレンス/著 平野裕二/訳	A 5判	3800円

日本評論社

03(3987)8621
FAX 03(3987)8590